

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の経緯

西東京市(以下、「本市」という。)では、「西東京市環境基本条例」に基づいて、2004年3月に「西東京市環境基本計画」を策定し、2009年3月に「西東京市環境基本計画(後期計画)」として再編成したのち、2014年3月には「西東京市第2次環境基本計画」を策定しました。さらに、2019年3月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、「西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下、「区域施策編」という。))を包含する形で、「西東京市第2次環境基本計画(後期計画)」(以下、「前計画」という。))を策定しました。

このたび、前計画策定から5年が経過し、計画期間が終了する時期を迎えたことを受け、近年の複雑化するさまざまな環境問題や深刻化する地球温暖化に対して、より効果的な対策を行うため、前計画を見直して「西東京市第3次環境基本計画」(以下、「本計画」という。))の策定を行いました。

2 背景

【世界・国】

国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、2022年4月に公表した最新の評価報告書の中で、産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑える世界目標の達成には、2025年までに温室効果ガス排出を減少に転じさせる必要があると報告しています。現状のままでは、今世紀末の気温上昇は3.2℃に達すると予測されており、日本を含め世界各国が取り組んでいかなければならない喫緊の環境問題となっています。このような状況の中、国は2050年に二酸化炭素の排出を「実質ゼロ」にするゼロカーボンの実現を宣言し、2030年には温室効果ガス排出量を半減することを目標として、さまざまな取組を進めています。2022年2月から始まったロシア・ウクライナ危機では、一次エネルギーの約88%を輸入に依存している日本の脆弱なエネルギー構造が改めて浮き彫りになり、純国産エネルギーである再生可能エネルギーについて、脱炭素化の側面だけでなく、エネルギー保障の面からも重要性が再確認されています。

また、気候変動による影響は、種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅などを引き起こし、生物多様性の損失や生態系サービスの低下につながる可能性があると言われています。生物多様性は人類の生存を支え、人類にさまざまな恵みをもたらすものであり、世界全体でこの問題に取り組むことが重要となっています。

さらに、使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動は、環境に負荷を与え、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失などさまざまな環境問題にも密接に関係しています。

このような現状を踏まえ、国の第五次環境基本計画では、物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、「脱炭素」を実現する循環共生型の社会を目指すことが重要であるとしています。

【東京都】

2022年9月に策定された「東京都環境基本計画」では、社会経済が高度に発展した成熟社会においても持続的な成長を遂げるなど、「成長」「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適、希望にあふれた東京、すなわち、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指していくとしており、具体的な目標と施策のあり方を示しています。

また、脱炭素については、2019年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を公表し、2050年におけるゼロエミッションの実現に向けて取り組んでいます。さらに、生物多様性保全については、2023年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現にむけて取り組んでいます。そして、資源循環については、2021年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な社会の構築及び社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指すための取組を示しています。

3 本計画のポイント

本計画は、環境に関する総合的な環境として、本市の環境施策の方向性を示すものです。さらに、環境を保全するための取組は市民や事業者、市の三者が協力して取り組むことが重要です。

●温暖化対策の強化

本計画では、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づいて、市民がどのように温暖化対策に取り組むべきかをまとめた「ゼロカーボンシティ戦略(西東京市ゼロカーボンシティガイドライン)」を示しています。

●資源循環の強化

本計画では、近年問題となっているプラスチックの資源循環や食品ロスの削減に向けた取組を強化することで、市民一人あたりのごみの発生量のさらなる削減を進めます。

●生物多様性の保全と活用の強化

本計画では、本市の自然や生きものの生息環境における現状や課題を踏まえて、どのように生物多様性を保全するか、また生物多様性による恩恵をこれからも継続的に利用するため、市民、事業者、市はどのようなことに取り組めば良いかなどを示しています。

●市民・事業者・市による協働の強化

環境を守るうえで、市民や事業者が取組に参加することは大変重要です。このため、市民や事業者への計画内容の浸透や取組に参加する機会の提供などを強化します。

4 本計画とSDGsとのかかわりについて

SDGs(持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)とは、2015年9月に国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載されている、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健などの開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させていくとされています。

SDGsは、気候変動や生物多様性など環境に関する項目だけでなく、地域経済や生活など環境以外の分野についても幅広く目標が掲げられています。SDGsの達成に向けて取組を進めることは、現在の私たちの暮らしや環境をより良くするだけでなく、将来を担う子どもたちのために、持続可能なまちづくりを発展させることにもつながります。

このため、本計画では、地球温暖化対策や生物多様性の保全、資源循環などのさまざまな取組を通してSDGsゴールの達成に貢献していきます。

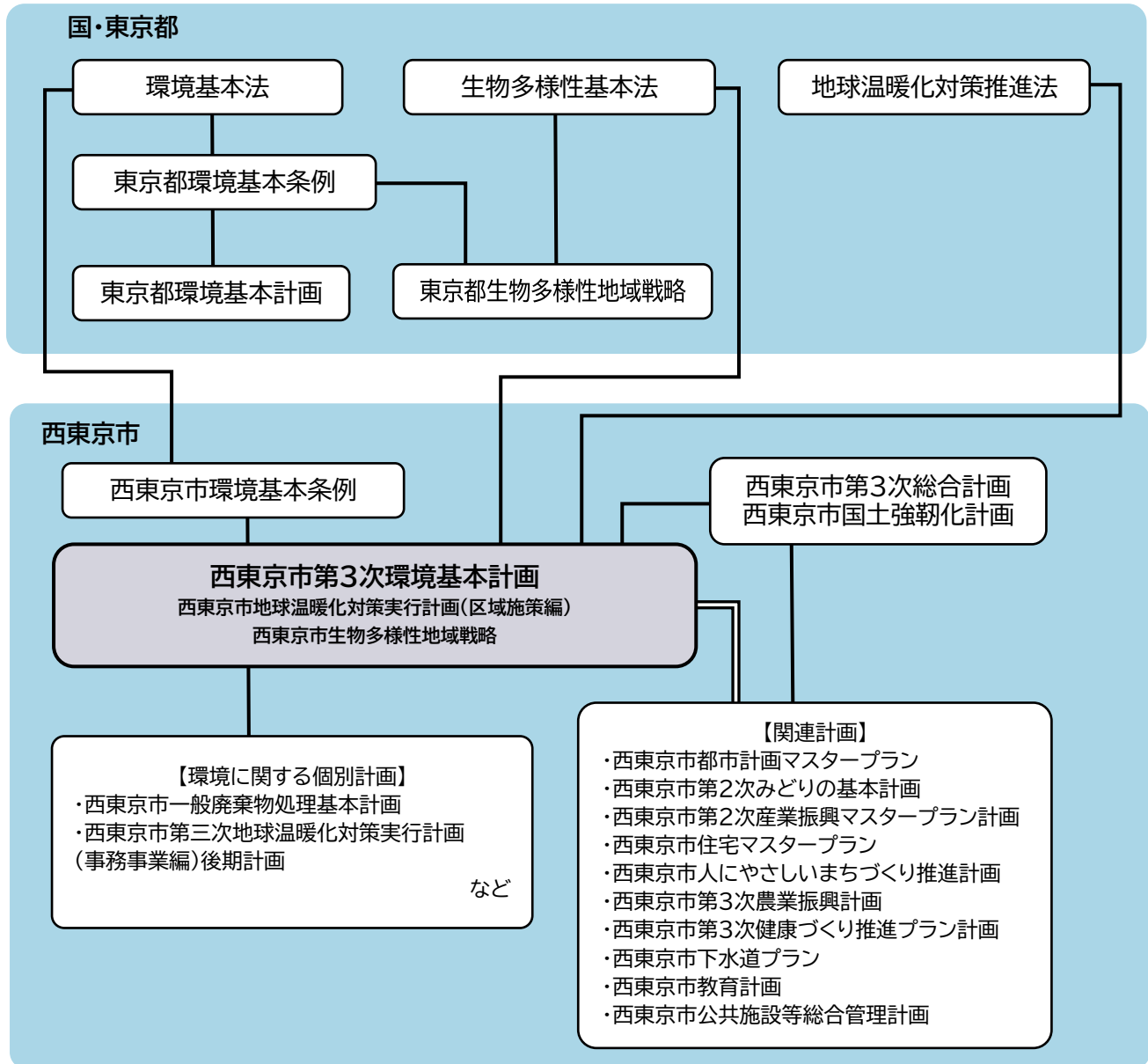


図 SDGsの17のゴール

出典:国連広報センター

5 計画の位置づけ

本計画は、西東京市環境基本条例第 7 条に基づいて策定します。また、環境に関する個別計画との整合を図ります。



—— 上位・下位計画

==== 関連計画

6 計画の期間

本計画の期間は、2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までの10年間とします。その間の社会情勢の変化へ柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、5年を目途にそれらを総括し、必要に応じ計画の見直しを行います。

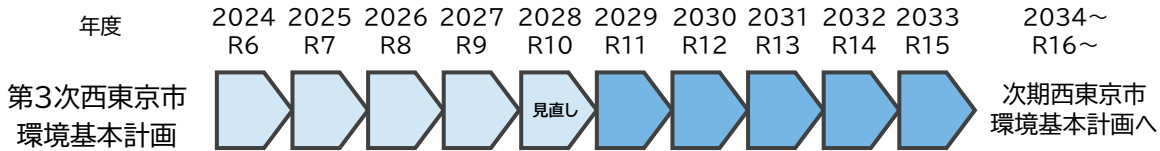


図 計画の期間

7 計画の対象範囲

本計画は西東京市環境基本条例第3条に基づき、環境の目標としての将来像を定め、将来像を実現するために必要な取組を計画の対象範囲とすることから、以下のように設定します。

地球環境	気候変動対策(緩和策、適応策) など
資源循環	廃棄物、4R など
自然環境	樹林地、農地、河川、生物多様性 など
都市環境	公園・緑地、都市景観 など
歴史・文化	遺跡、文化財 など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、化学物質 など
人づくり	教育・学習、連携、情報発信 など

8 計画の主体と各主体の役割

本計画の主体は、市民、事業者、西東京市です。各主体の役割は、西東京市環境基本条例第4条から第6条に定めるとおりとします。

西東京市環境基本条例【抜粋】

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。

5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

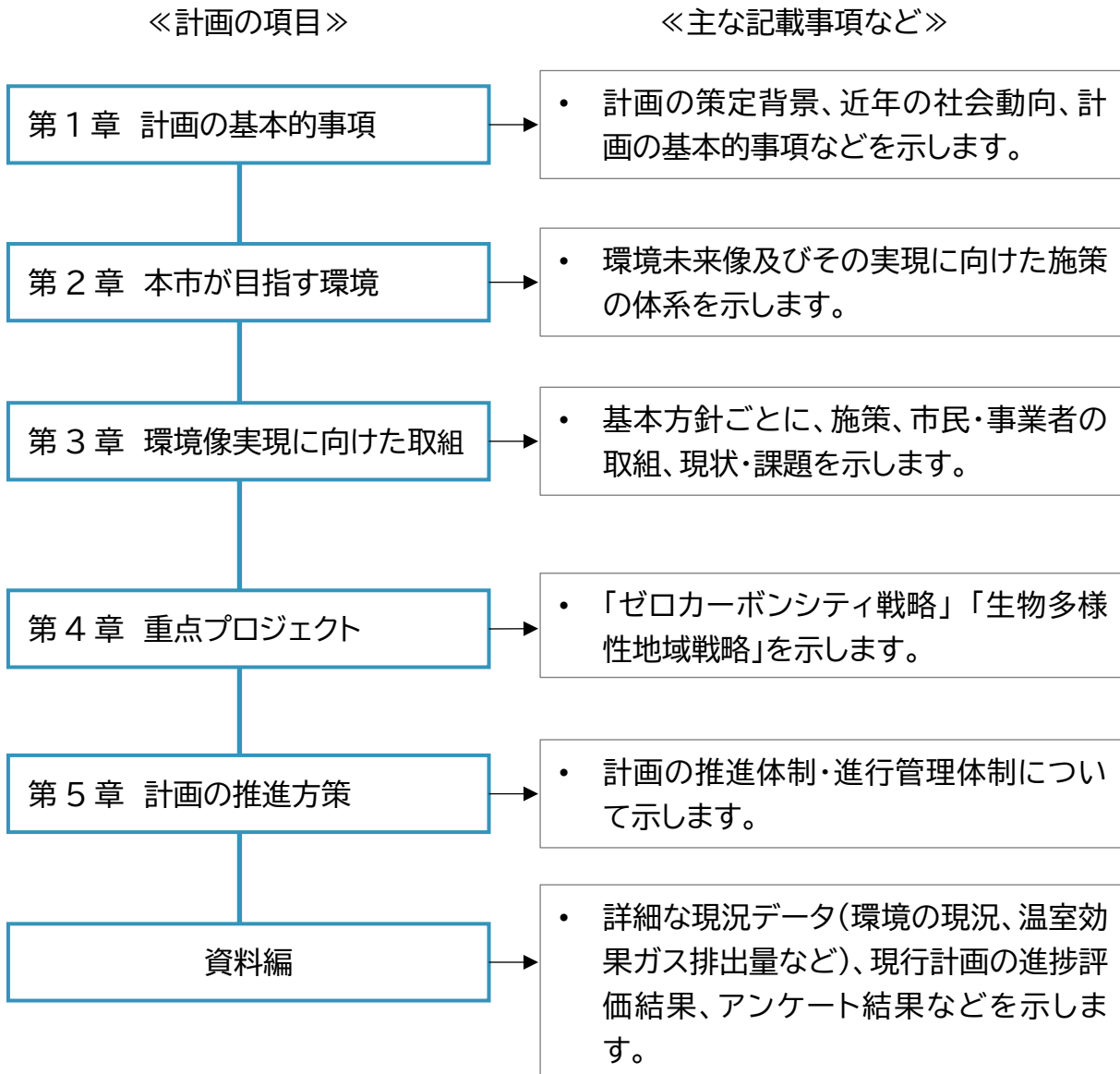
2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。

3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。

4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

9 計画の構成案

本計画の全体構成案を次に示します。



第2章 本市が目指す環境像

1 基本理念

本計画の基本理念は、西東京市環境基本条例第3条の基本理念と共有します。

基本理念

環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

地球環境・地域環境

保 全

回 復

創 造

良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

2 環境未来像 2050 と実現に向けた基本方針

1)環境未来像 2050

本市は、コンパクトな市域に約 20 万人の市民が暮らしており、都心に近く、利便性が高いまちです。一方で、市域には農地や武蔵野の自然を感じることができる樹林地が一部の地域にみられるなど、恵まれた環境が維持されています。これは、市民を対象としたアンケートや学生の参加によるワークショップでも、本市の魅力のひとつとしてあげられており、本市の環境を語る上で重要な要素となっています。

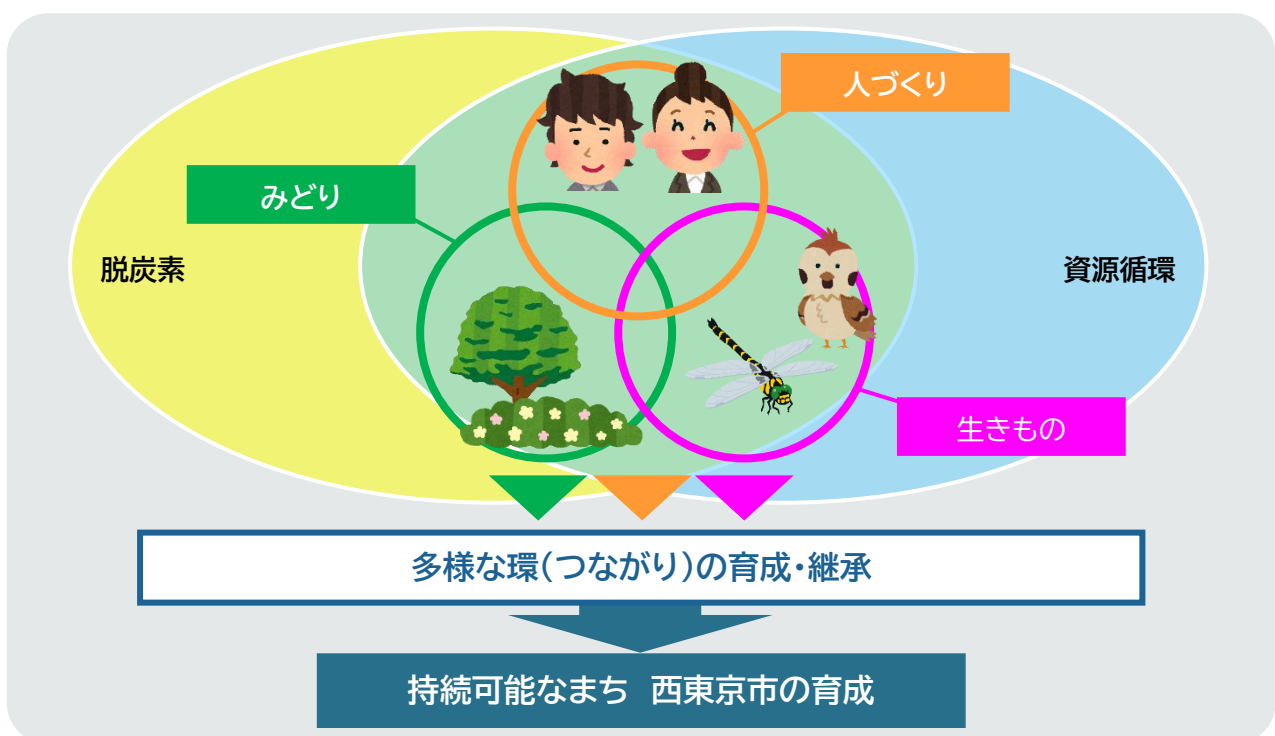
みどりは、生きものが生息する上で欠くことができない存在です。さらに、憩いや安らぎ、防災・減災、温室効果ガスの吸収など、さまざまな恩恵を与えてくれるなど、私たちの生活においても重要な役割を担っています。そして、持続可能なまちを実現するには、この“みどり”“生きもの”“ひと”の相互の環【わ】(つながり)を守っていく必要があります。

さらに、持続可能なまちを実現する上では、みどりのネットワークや生物多様性といったみどりや生きもの相互の環【わ】(つながり)の質的な向上、さらに、環境保全に取り組む人と人の環【わ】(つながり)の強化など、多様な“環”も育み、そして将来に引き継ぐ必要があります。

これらを踏まえ、良好な環境を将来の世代に引き継ぐために本計画では、本市が目指す 2050 年の本市の環境の姿(環境未来像 2050)を次のように設定し、その実現に向けて取組を進めることとします。

環境未来像 2050

みどり・生きもの・ひと 多様な環が引き継がれた
持続可能なまち 西東京



2)基本方針

前述した環境未来像 2050 の実現に向けて、本計画では下に示している4つの基本方針に基づいて取り組めます。

基本方針1 ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組めます (気候変動対策分野)

ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの利用や省エネ活動など、さまざまな対策で温室効果ガスの排出をできるだけ抑えます。また、今後、地球温暖化の影響があっても安心して生活することができるように対策します。



写真

基本方針2 資源が循環する社会の構築に向けて取り組めます (資源循環分野)

できるだけごみを出さない、使えるものはできるだけ捨てずに使う、どうしても捨てなければいけないものはできるだけリサイクルすることで、資源を大切に利用します。資源としてどうしても利用することができないモノについては、ごみとして処理します。



写真

基本方針3 地域の良好な環境を守ります (地域環境分野)

武蔵野の面影を残す樹林地をはじめとした自然環境、公園や緑地などの都市環境、大気、河川水質などの生活環境を守り、これからも市民が安心して生活できる西東京市とします。



写真

基本方針4 持続可能な社会を担う人づくりを行います (人づくり・参画・協働 分野)

環境を守る上で市民や事業者、市が協力することは重要です。このため、環境教育や環境を守る活動に参加しやすくなる環境づくりなどを通じて、持続可能な社会を担う人を育てます。



写真

社会的情勢など

- 持続可能な開発目標(SDGs)の達成への貢献
- 2050年カーボンニュートラルの実現
- 生物多様性国家戦略の推進
- 循環型社会構築に向けた課題(廃プラスチック、食品ロス問題など)への対応
- 生活様式の変化 など

市の環境面における主な現状・課題

- 将来的な少子高齢化への備え
- ゼロカーボンシティの実現
- 循環型社会の実現に向けた廃棄物の発生抑制、資源化の推進
- 緑地の減少、生物多様性の低下
- 良好な生活環境の継続的な維持 など

アンケート・ヒアリングなどからの主な現状・課題

【市民】

- 2050年に求める姿としてごみ対策や資源化の推進、みどりの保全への関心が高い
- 市内の清潔さや静けさ、みどりの豊かさへの満足度が高く、一方で市内の河川や水辺、市の環境施策に対する満足度が低い
- 環境保全活動に参加したことのある市民は1割程度であり、協働を促すことが必要 など

【事業者、団体など】

- 市民団体の高齢化、担い手不足
- 市内事業者の持つノウハウの積極的な活用 など

【高校生、中学生】

- 良いところ: 緑が多い、ごみが少ない
- 改善したいところ: 緑の減少、自転車利用に向いていない道が多い
- 市民(18歳以上)よりも中学生の方が身近な環境への満足度が低い傾向 など

環境未来像 2050

みどり・生きもの・ひと 多様な環が引き継がれた、持続可能なまち 西東京

基本方針1

ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます
(気候変動対策分野)

基本方針2

資源が循環する社会の構築に向けて取り組みます
(資源循環分野)

基本方針3

地域の良好な環境を守ります
(地域環境分野)

分野横断的な取組: 重点プロジェクト
(ゼロカーボンシティ戦略、生物多様性地域戦略)

基本方針4


持続可能な社会を担う人づくりを行います
(人づくり・参画・協働 分野)

第3章 環境像実現に向けた具体的な取組

■本章の各ページの構成について

本章では、第2章で示した計画の体系における基本方針、基本施策などについて、具体的な内容をしめしています。

なお、下図は本章の構成についての説明です。



頁構成を表す模式図
(現行計画 p42 参照)

図 本章における各ページの構成

基本方針1

ゼロカーボンシティの

実現に向けて取り組みます

【関連する SDGs目標】



■ 地球環境分野における現状と課題の概要(詳細はp18 参照)

現状	近年、本市は、温室効果ガス排出量が横ばいで推移している一方、エネルギー消費量が微増しており、再生可能エネルギー(太陽光発電)の設置が増加しています。
課題	ゼロカーボンの実現に向けて、民生家庭部門、民生業務部門を中心とした大幅な削減が必要であり、温暖化への適応も進める必要があります。

✓基本施策 1-1 緩和策の推進

ゼロカーボンの実現に向けて、効率的なエネルギー利用や省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入を進め、気候変動の影響の緩和に取り組みます。

✓基本施策 1-2 気候変動への適応

今後、地球温暖化がさらに進むことで、水害の増加による浸水被害や高温化による熱中症などの健康被害の増加が予想されているため、これらへの備えを行います。

■ 指標、目標値

環境指標	基準値	目標値

基本施策1 緩和策の推進

施策 1-1 省エネルギーの推進

- 家庭や事業所における省エネルギー活動の実施に向けた啓発
- クールチョイス運動の普及啓発
- 公共施設における省エネルギー機器の導入
- 家庭などの省エネルギー機器の設置を支援

施策 1-2 再生可能エネルギーの導入推進

- 地域の特性をいかした再生可能エネルギーの導入
- 市民や事業者に対して導入補助や導入による効果などに関する情報の提供
- 再生可能エネルギー由来の二酸化炭素排出係数が低い電力の活用・情報発信
- 公共施設における再生可能エネルギー由来の電力調達の積極的な推進

施策 1-3 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進

- ZEB(ゼブ:ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)・ZEH(ゼッチ:ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及推進
- 市内産農産物や国内産農産物の選択・利用を普及啓発し、食物の輸送に係るエネルギー消費の削減
- 地球温暖化防止対策基金を活用した、姉妹都市、友好都市等との森林整備によるカーボンオフセット事業などの検討
- 環境市民表彰や環境ポイント事業の実施
- エネルギーや二酸化炭素排出量の見える化の検討
- 公共交通機関の充実、自転車の利用環境向上により、移動手段を自動車から公共交通機関や自転車への転換促進
- 東京都と連携した次世代自動車の普及促進
- 庁用車の新規導入時における次世代自動車の調達
- 電気自動車の充電設備設置の促進
- バイオマスプラスチック等製ごみ袋活用の検討
- フロン、代替フロンの適正処理を行うとともに、ノンフロン冷媒を使用した製品の普及

施策 1-4 資源循環の推進

※「基本方針2 資源が循環する社会の構築に向けて取り組みます」参照

施策 1-5 みどりの保全・創出・活用

※「基本方針3 地域の良好な環境を守ります 施策 3-2～4」参照

基本施策2 気候変動への適応

施策 2-1 自然災害に強いまちづくり

- 気候変動による気温上昇による働き方改革、農業のあり方の変更など、地球温暖化の中を生きるための多様な取組の推進
- 地域防災計画、浸水ハザードマップ、災害廃棄物処理計画などの定期的な見直し、市民への積極的な周知の実施
- 局地的な豪雨などを見据えた浸水対策のため、雨水幹線の整備の推進

施策 2-2 健康的な生活の推進

- 熱中症の発生防止に向けて、市民に対する命と健康を守るための普及啓発及び情報提供、産業界との連携、極端な高温の発生への備えなどを実施
- 感染症の発生状況などの情報収集を行い、市民などに情報発信を行うとともに、感染症対策について普及啓発の実施

市民



- 家での生活では、無駄な照明を消す、エアコンの設定温度を見直す、省エネルギー型の家電を購入するなど、エネルギーの使用量削減に取り組みましょう。
- 住宅は、夏に窓へすだれを取り付ける、窓を二重サッシにする、壁や天井、床に断熱材を入れるなど、少ないエネルギーで快適に暮らせるように工夫しましょう。また、住宅の新築や建て替えの際は「ZEH(ゼッチ:ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」を検討しましょう。
- 自宅の電気を自然エネルギー由来の電気に切り替える、太陽光発電や太陽熱利用設備など、再生可能エネルギー機器を導入するなどの取組で、エネルギーを使って排出される二酸化炭素の量をできるだけ減らしましょう。
- 移動の際には自動車の利用を控え、自転車、バス、鉄道などを活用し、自動車の買い替える際にはEVなどの次世代自動車を選択しましょう。
- 台風や集中豪雨などの発生に備えて、西東京市浸水ハザードマップを確認するなど、防災に関する情報を収集しましょう。
- 熱中症の発生に備えて、熱中症対策や暑さ指数の状況について把握しましょう。 など

事業者



- 事業所では、無駄な照明を消す、エアコンの設定温度を見直す、LED 照明やボイラー、モーターなど高効率型の設備機器を導入するなどの取組を通じて、エネルギーの使用量を削減しましょう。また、工場などでは省エネルギー診断を受けて専門家に指導してもらったり、社内でエネルギー使用状況を調査・分析などを行ったりすることで、エネルギー使用の無駄を見つけ、改善につなげましょう。
- 事業所は、夏に窓へすだれを取り付ける、窓を二重サッシにする、壁や天井、床に断熱材を入れるなど少ないエネルギーで快適に過ごせるようにしましょう。また、事業所の建物や工場の新築、建て替えの際には、ZEB(ゼブ:ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を検討しましょう。
- 移動の際には自動車の利用を控えて自転車、バス、鉄道などを利用し、事業所の車を買替える際にはEVなどの次世代自動車を選択しましょう。
- 台風や集中豪雨などの災害が発生した場合でも出来るだけ事業活動が継続できるように、BCP(事業継続計画)について検討しましょう。 など

地球温暖化対策分野の現状と課題

【現 状】

- 本市の温室効果ガス総排出量は、2013年度以降で見ると、年度によって増減していますが近年は横ばいで推移しており、温室効果ガス排出量の算定が可能な最新年度である2020年度は545千t-CO₂でした。
- エネルギー消費量は、2013年度から2016年度にかけて減少していますが、2017年度から2020年度にかけて微増しています。
- 再生可能エネルギー導入容量は8,264kWとなっており、内訳として10kW未満の太陽光発電が80%、残りが10kW以上の太陽光発電となっています。
- 導入容量累積の経年変化についてみると、2014年度から2020年度の6年間で導入量が1.6倍に増加しました。
- 水害発生時の危機管理対策として、西東京市浸水ハザードマップの公表や石神井川河川監視カメラによる水位情報の発信などを行っています。
- 熱中症対策として、市ではホームページで熱中症対策や暑さ指数の実況や予測について情報発信を行っています。

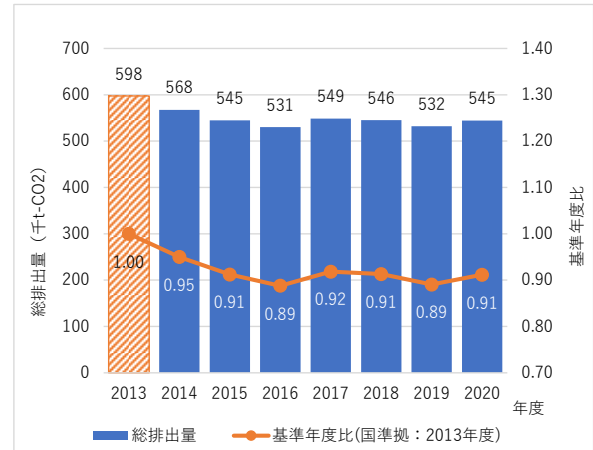


図 温室効果ガス総排出量の推移
出典：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

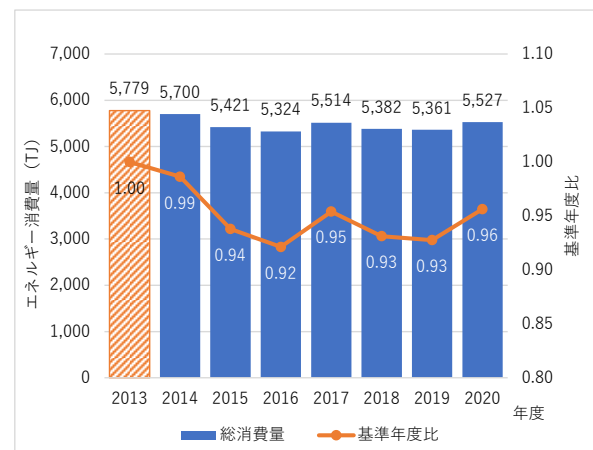


図 エネルギー消費量の推移
出典：みどり東京・温暖化防止プロジェクト

【課 題】

- 本市の温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、ゼロカーボンの実現に向けて更なる取組が必要です。特に、民生家庭部門、民生業務部門からの排出が全体の8割を占めていることから、これらへの対策が重要となります。
- エネルギー消費量は減少傾向にありますが近年横ばいが続いており、更なる削減に取り組むために、省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入を進める必要があります。
- 今後、温暖化の進行に伴って水害や熱中症など健康被害の増加など、さまざまな影響が生じることが予想されており、これらへの対策が必要です。

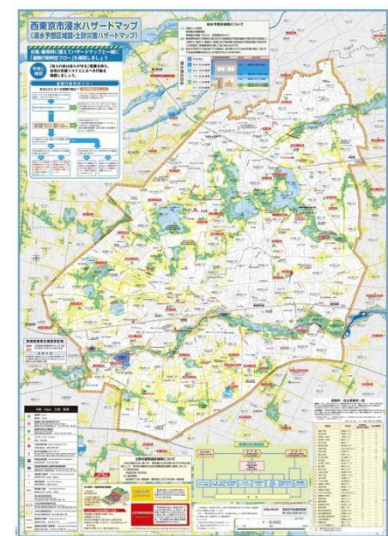


図 西東京市浸水ハザードマップ
出典：西東京市

基本方針2

資源が循環する社会の構築に

向けて取り組みます

【関連する SDGs目標】



■ 資源循環分野における現状と課題の概要(詳細はp22 参照)

現状	近年、本市は人口が増えたことで出されるごみの全体量も増加していますが、「市民1人が出すごみの量」は横ばいを維持しています*。
課題	ごみを「できるだけ出さない」「できるだけ再利用する」「できるだけリサイクルする」ことで、ごみを減らして資源として有効利用を行います。

※コロナウイルス感染症の感染拡大が生じた2020年を除く

✓基本施策3 資源循環の推進

大切な資源を有効に活用し、環境への負荷が少ない循環型社会を作るため、市民や事業者と協力してごみの減量や、ごみの分別をきちんとおこなうことでの資源化に取り組みます。

✓基本施策4 適正処理の推進

資源化できないごみについて、適正に処理することで、良好な生活環境を維持します。

■ 指標、目標値

環境指標	基準値	目標値

基本施策 3 資源循環の推進

施策 3-1 排出抑制の推進

- マイバッグやマイカップなどの活用、無駄のない食材の活用や生ごみ分別回収などを通じた、家庭から排出されるごみの減量のための取組周知
- ごみ排出量、処理費、市民意識などの変化の分析・検証
- 事業系一般廃棄物の削減に向けて、事業者への減量化・資源化などについての指導製造・流通・消費の各段階における食品ロスの削減、フードドライブの実施

施策 3-2 再使用の推進

- リペアやメンテナンスの実施、不用品売買アプリやリユースショップ、シェアリングサービス、サブスクリプションサービスの活用など、ストックの最大限の活用実施
- 外出時やイベント開催時におけるマイカップ、マイ箸、マイ容器、リユース食器などの利用の推進

施策 3-3 再資源化の推進

- 市民団体や自治会、集合住宅などによる資源物の集団回収活動、事業者と協働した店頭回収の推進
- プラスチック資源循環戦略に基づく、より効果的なプラスチック資源の回収や、リサイクルの拡大と高度化についての検討
- 使用済小型電子機器などの再資源化の推進

施策 3-4 効率的なごみ処理のための情報収集、情報発信

- ごみ減量、排出ルールの徹底に向けた、情報発信、講座などによる市民、事業者への啓発の実施
- エシカル消費やグリーン購入など環境保全につながる消費行動の普及啓発
- ごみの発生抑制や再資源化を促進する方法について調査・検討
- 火災の原因となる小型充電式電池、スプレー缶の分別についての周知の徹底

基本施策 4 適正処理の推進

施策 4-1 効率的なごみ収集の推進

- 収集・運搬車両の台数の見直しや車両の新規導入時の次世代自動車の利用などの実施
- 収集・運搬を円滑により効率的に行うため、ごみの排出マナーの向上

施策 4-2 広域処理の推進

- 適正な処理の継続に向けた、柳泉園クリーンポート、不燃・粗大ごみ処理施設などの適切な維持管理、施設の更新についての検討
- ごみ処理の効率化に向けて、周辺自治体や事業者との共同による資源化の取組の検討

環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（資源循環分野編）

市 民



- 必要なものを必要な分だけ購入し、出来るだけごみとして出す量を減らしましょう。また、モノを購入するのではなく、リースやレンタル、シェアリングサービスなど（サービサイジングビジネス）を活用しましょう。
- 調理の際には作り過ぎない、食材の商品期限を確認し、無駄にしない、できるだけ残さず食べるなどに取り組み、食品ロスを減らしましょう。
- ごみを資源として利用するため、市の分別区分を守って資源ごみを出す、店頭や市民団体や自治会、集合住宅単位などでの回収を有効利用しましょう。
- プラスチック製品を購入する際は、再生利用されたプラスチックやバイオマス由来のプラスチックを使用しているものを選びましょう。
- まだ使用することができる不要になったものは、フリマアプリで販売する、リユースショップで買い取ってもらう、知り合いに譲るなど、再使用されるようにしましょう。 など

事 業 者



- 社内でのごみ出しルール作りや社員教育を通じて、ごみ量の削減、分別の徹底による再資源化に努めましょう。
- 製品の製造においては、製造工程の見直しなどを行い、できるだけ廃棄物が発生しないように工夫しましょう。
- 食品卸売業、食品販売業では商品の管理を通じてできるだけ食品ロスが出ないように努めるとともに、フードバンクやフードドライブを活用しましょう。
- ごみを資源として利用するため、市の分別区分を守って資源ごみを出す、店頭や市民団体や自治会、集合住宅単位などでの回収を有効利用しましょう。
- プラスチック製品を製造する際には、素材原料として再生プラスチックやバイオマス由来のプラスチックを採用し、製品設計に当っては分解のし易さやプラスチック使用量を削減する工夫を行いましょう。 など

■資源循環分野の現状と課題

【現 状】

- 本市では、分別に対する市民・事業者の理解と協力のもと 4R に取り組んでいます。
- 2017 年度以降についてみると、ごみ排出量は増加傾向となっている一方、1 人 1 日当たりごみ排出量は概ね横ばいで推移しており、ごみ排出量の増加は人口の増加の影響であることがわかります。
- 2007 年度からプラスチック容器包装類の分別収集並びに金属類と廃食用油の集積所回収を開始し、資源化も進んでいます。2013 年 4 月に「小型家電リサイクル法」が施行され、西東京市においても小型家電の回収を実施しています。
- 古紙類の資源化の促進を図るため、家庭で使用しなくなった紙袋の提供を受けるとともに、障害者自立支援に係る雇用による新聞紙を活用した「ざつがみばっぐ」を作成し、両庁舎において配布を行っています。
- また、生ごみ及び剪定枝の回収、資源化を実施しており、民間事業者による堆肥化や燃料化を通じたバイオマスの利活用を行っています。
- さらに、多摩地域において、広域的な焼却残さの処理方法として、2006 年度より埋め立てていた焼却灰のエコセメント化を実施しています。

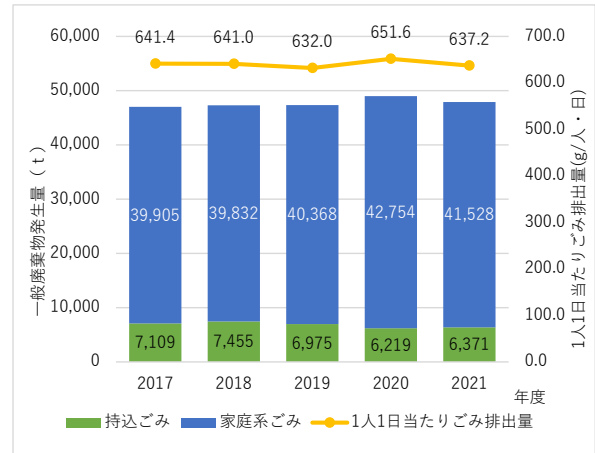


図 一般廃棄物発生量の推移

出典：西東京市

ざつがみバッグ等の写真

【課 題】

- 本市のごみ排出量は概ね横ばいとなっており、近年は新型コロナウイルス感染症の影響で在宅時間が増加したことから家庭ごみの量が増えていると考えられることから、更なる排出削減対策が必要です。
- 資源化率については概ね横ばいで推移しており、排出抑制、再使用を基本とした排出削減を進めるとともに、分別の徹底による資源化の推進に努める必要があります。

基本方針3

地域の良好な環境を守ります

【関連する SDGs目標】



■ 地球環境分野における現状と課題の概要(詳細はp27 参照)

現状	本市には雑木林、農地などの武蔵野の景観が残され、これらの自然環境と河川や公園が水と緑のネットワークを形成しています。また、都市計画道路の整備が進められており、歩行者や自転車利用者に配慮した環境づくりが行われています。
課題	雑木林や農地等の宅地化によって自然環境が減っており、これらの保全に取り組む必要があります。また、大気や水質、騒音など、良好な生活環境をこれからも維持していく必要があります。

✓基本施策 5 みどりや水辺環境の保全・創出・活用

市内に残されている樹林地や農地、街路樹や公共施設などの緑地の適正な維持管理を行います。また、河川周辺の美化や地下水のかん養を通じた水循環の確保に取り組みます。

✓基本施策 6 歴史的・文化的環境資源の保全・活用

地域の歴史や文化は地域の自然環境や生態系などと結びついていることを理解し、歴史や文化の保全や活用に取り組みます。

✓基本施策 7 健康で快適な生活環境の維持

事業活動や市民生活によって生じる大気や水質への影響、騒音・振動、悪臭など、公害のない、健康で快適な環境を維持するためモニタリングや情報共有などに取り組みます。

✓基本施策 8 安全・安心な美しいまちの形成

交通安全やバリアフリー、景観に配慮された、ごみのない快適なまちをつくりまします。

■ 指標、目標値

環境指標	基準値	目標値

基本施策 5 みどりや水辺環境の保全・創出・活用

施策 5-1 生物多様性の保全

- 市内の生物多様性の現状についての調査の実施
- 野生生物の生息基盤に着目し、緑地がつながりを持って保全される対策の実施
- 市民、事業者に対して、生物多様性に関する意識啓発の実施
- 外来種に関する情報発信、栽培や飼育などの周知
- 生態系に影響を与える恐れのある生物種について、優先度を考えた防除を実施

施策 5-2 みどりの保全・創出

- 樹林地等の保全のための取組の支援
- 道路の新規整備、改修などにおける街路樹等の整備、維持管理の実施
- 公共施設における敷地内の緑化、屋上緑化・壁面緑化などの推進
- 多面的な機能を持つ農地や緑地などの自然環境をグリーンインフラとして保全
- 民有地内の緑化として生垣や花壇の造成などの取組支援
- 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全・創出の指導

施策 5-3 公園、緑地の活用

- 公園などの公共用地の花壇において、市民協働で植え付け・管理などの実施
- 市民との協働による公園や緑地などの維持・管理を行うための人材育成の実施

施策 5-4 農地の保全

- 環境にやさしい農業の普及など、持続可能な農業経営に向けた取組の推進
- 市民が農業とふれあい、都市農業への理解を深めるための機会の提供

施策 5-5 水循環の確保

- 家庭、道路や公共施設、農地や緑地の保全による雨水の地下浸透量の促進
- 公共施設での雨水利用方法の検討

施策 5-6 みどりや水辺とのふれあいの確保

- 歩いて楽しめる魅力ある空間づくりの実施
- 市民がみどりに親しむ機会の提供の検討

基本施策 6 歴史的・文化的環境資源の保全・活用

施策 6-1 歴史的・文化的環境資源の保全

- 市内の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺・遺跡などの文化財の保存や復元の実施
- 郷土に関する民具・農具などの文化財資料の収集・整理、公開の実施
- 文化財とその周辺の自然環境などを一体的に捉えたみどりの保全の実施

施策 6-2 歴史的・文化的環境資源の活用

- 市内の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺・遺跡などの文化財や武蔵野の面影を残す雑木林・屋敷林に親しむ機会の提供

基本施策 7 健康で快適な生活環境の維持

施策 7-1 大気・水などの環境に関する調査・研究の推進

- 大気や水、騒音、土壌などの現状の継続的なモニタリング、調査結果の収集・公表の実施
- 環境の状況に応じた、国や東京都と連携した被害防止に向けた対応の実施
- 市民ボランティア・NPOなどと連携した環境調査等の実施

施策 7-2 大気・水などの環境の改善

- 自動車利用の抑制、次世代自動車の普及の推進
- 公共下水道への接続に向けた、市民や事業者の啓発
- ディーゼル車規制や土壌汚染対策などの環境汚染対策の推進

基本施策 8 安全・安心な美しいまちの形成

施策 8-1 道路交通の円滑化

- 交通渋滞対策として、都市計画道路を中心とした幹線道路の整備の実施、関係機関との連携による有効対策の検討
- 車や歩行者がスムーズに通行できるよう、道路と鉄道の立体交差化に向けた取組の推進

施策 8-2 公共交通システムの充実

- コミュニティバス(はなバス)の経路や便数などの検証を踏まえた、適切な運行の実施
- 公共交通機関の利用促進の実施

施策 8-3 歩行者・自転車の利用環境の整備

- 道路の新規整備において、歩きやすく、自転車を利用しやすい環境の整備の実施
- 道路の新規整備において、歩車道の段差解消などユニバーサルデザインの観点を踏まえるとともに、電線類の地中化を関係機関と連携し実施
- 危険箇所の局所改修や、カーブミラーなどの道路安全施設の整備の充実

施策 8-4 誰もが利用しやすいまちづくり

- バリアフリーな空間整備やユニバーサルデザインの導入
- 都市基盤の計画的な更新や長寿命化対策についての検討

施策 8-5 美しい景観の形成

- 屋外広告物、看板について、周囲景観と調和するよう適正な許可の実施
- 屋敷林など特色あるみどりの景観や社寺などの歴史的景観の保全
- 管理されていない空き家対策として、所有者への適正管理の要請の実施

施策 8-6 市内美化の推進

- 道路や河川周辺をはじめとした、市民の美化活動の支援
- ポイ捨てや路上喫煙防止対策のPR活動の実施
- ペットの飼い方マナーについての意識啓発の実施

環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（地域環境分野編）

市民



- 樹林地や緑地の所有者は保全や適切な管理を行いましょ。また、自宅敷地内やベランダなどで植物を育てましょ。
- 市内の樹林地や緑地、河川について、管理を行うボランティア活動に参加し、維持管理に協力ましょ。また、市内の農地を保全するため、地産地消に取り組み、市内産農産物の消費拡大に協力ましょ。
- 野生生物の生育・生息地の保全活動や、自然環境の調査に協力して、地域内の生物多様性の保全に協力ましょ。また、外来種の防除活動への協力や、生き物を飼育する場合に適正な飼育を行いましょ。
- 郷土の歴史や文化に興味を持ち、保全に協力ましょ。
- 自動車の利用を減らしたり、環境に配慮した運転マナーを徹底したりすることで、大気環境の保全や騒音の発生抑制に貢献ましょ。
- ごみやたばこのポイ捨てを行わない、ペットのフンは持ち帰るなど、美しいまちを守るためのマナーを守りましょ。また、地域で行われる美化活動に参加ましょ。 など

事業者



- 事業所敷地内やベランダ、屋上などで植物を育てましょ。
- 市内の樹林地や緑地、河川について、管理を行うボランティア活動に参加し、維持管理に協力ましょ。また、市内の農地を保全するため、市内産農産物の販売や食材として活用し、消費拡大に協力ましょ。
- 野生生物の生育・生息地の保全活動や、自然環境の調査に協力して、地域内の生物多様性の保全に協力ましょ。また、外来種の防除活動に協力ましょ。
- 郷土の歴史や文化の保全に協力ましょ。
- 事業活動での自動車の利用を減らしたり、環境に配慮した運転マナーを徹底したりすることで、大気環境の保全や騒音の発生抑制に貢献ましょ。
- 工場などのばい煙や汚水などの適正処理についての自主的な検査、事業活動における公害対策、環境負荷の状況などの情報の共有に協力ましょ。
- 化学物質の使用、排出、廃棄について、環境に負荷を与えないように適正に管理ましょ。 など

■地域環境分野の現状と課題

【現 状】

- 本市には、雑木林、屋敷林、農地などの武蔵野の景観が残されていますが、みどりは、都市化とともに減少傾向にあります。また、農地は、農業従事者の高齢化の進行による農家数の減少や、宅地、駐車場などへの転用により減少しています。
- 市内を流れる石神井川は、市民団体などによって清掃活動が継続的に行われており、市民の憩いの場として良好な水辺環境が形成されていますが、一方で水が流れていない場所や魚類などの生息が確認できない場所もみられます。
- 近年整備された都立東伏見公園では、東京都と連携を図り、自然環境を保全しつつ石神井川と公園を一体として整備することにより、水とみどりのネットワークづくりが進められています。
- 市内には、国史跡である下野谷遺跡や玉川上水をはじめ、国名勝である玉川上水の両岸に植樹されたヤマザクラの並木である小金井桜など、都や市の指定文化財が多数存在しています。
- 市内では都市計画道路では歩行者、自転車に配慮され、通行空間が確保された歩道の整備が進められています。

【課 題】

- 雑木林や屋敷林、農地などの自然環境は生物多様性の保全や防災・減災などの多様な機能を担うグリーンインフラとして重要であることから保全に努める必要があります。
- 大気質や河川水質をはじめとした生活環境は概ね良好な状態が維持されており、今後も維持に努める必要があります。
- 歩行者、自転車利用者の安全性に配慮するため、引き続き歩行者・自転車空間の確保に努める必要があります。

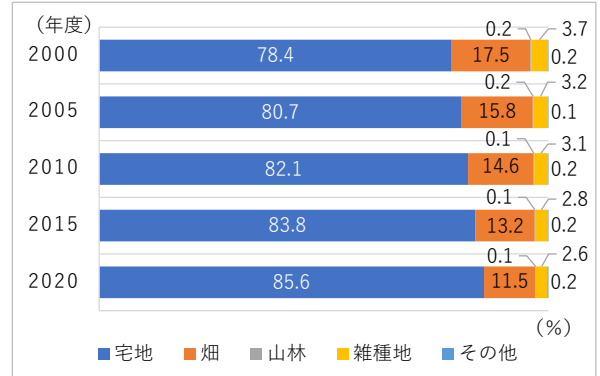


図 土地利用分類の推移

出典：西東京市

小金井桜の様子等

写真等

基本方針4

持続可能な社会を担う人づくりを行います

【関連する SDGs目標】



■ 人づくり分野における現状と課題の概要(詳細はp32 参照)

現状	下保谷4丁目特別緑地保全地区、エコプラザ西東京などの地域資源をいかしながら、市民や団体が参画して環境に関する催しや講座などが行われています。
課題	団体活動の支援や市民・事業者が取組に参加する機会や場を作るなど、市内の環境保全活動をもっと促すための取組が必要です。

✓基本施策 9 環境情報の発信・共有

市が主体となって、ホームページやイベント、講座などを通じて市民に環境関連情報の発信や、事例公表などによる市民や事業者が持つ環境情報の共有に取り組みます。

✓基本施策 10 環境学習・教育、環境保全活動の推進

一人ひとりが環境問題を「自分ごと」と考え、環境保全に取り組むため、環境学習・教育を充実させるとともに、参画の場となる環境保全活動を実施します。

✓基本施策 11 市民・事業者・市の協働体制の構築

環境保全に向けて、市民・事業者・市で協力して取り組む体制を作るとともに、国や東京都などと広域的な体制づくりも行います。

■ 指標、目標値

環境指標	基準値	目標値

基本施策 9 環境情報の発信・共有

施策 9-1 環境情報の発信

- 国や東京都の支援などの情報の提供
- 環境情報を幅広く市民に提供するイベントや講座の開催
- 環境教育・環境学習の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の充実

施策 9-2 環境情報の共有

- 市民からの情報を受信し双方向の情報共有の実施
- 地域の環境教育・環境学習、環境保全活動の事例の公表、表彰の実施

基本施策 10 環境学習・教育、環境保全活動の推進

施策 10-1 環境教育・環境学習の充実

- 教育機関との連携を図りながら、学校教育における子供たちが主体的に学ぶことができる環境に関する取組の充実
- 環境教育・環境学習などの機会や内容の充実
- 持続可能な開発の実現に向けた取組の必要性や具体的な取組について学ぶ機会の提供や啓発の実施

施策 10-2 環境保全活動への参加機会の創出・支援の実施

- 環境保全活動への参加意識の啓発
- 子どもから大人までが参加可能な環境保全活動の機会の充実
- 市民団体による環境保全活動の実態把握・活動支援

施策 10-3 環境保全活動などを担う人材等の育成・活用

- 市民への環境学習や環境保全活動に関する人材の育成
- 環境に関する専門家や、環境教育・環境学習の指導ができる市民や団体などの情報整理・活用
- 環境分野に関する人材が活躍できる場の充実

基本施策 11 市民・事業者・市の協働体制の構築

施策 11-1 市民・事業者・市の協働の仕組みづくり

- 市民・事業者・市の協働事業などの検討
- 環境学習・情報ネットワークを活用した環境保全に関する市民・事業者・市の情報交換の実施

施策 11-2 広域的な連携の推進

- 広域的に対応すべき課題に対する国・東京都及び関連自治体の連携

環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（人づくり分野編）

市 民



- 環境問題について関心を持ち、ネットやテレビ、新聞などを通じて関連する情報を収集しましょう。
- 市や地域の団体が催す環境についての学習会などに積極的に参加し、環境問題について学びましょう。
- 地域の環境に興味を持ち、地域の環境保全活動に参加しましょう。 など

事 業 者



- 事業活動において環境保全意識を浸透させるため、従業員に対する環境教育を実施しましょう。
- 清掃活動や自然環境保全活動など、地域の環境保全に参加・協力しましょう。
- 事業者としての専門ノウハウを生かし、市や市民と協力して地域の環境保全に貢献しましょう。
- 事業者同士のつながりを構築し、環境情報の交換などを行いましょう。

■人づくり分野の現状と課題

【現 状】

- 環境学習事業として、市が主催し企業や団体の参画によって開催された環境フェスティバルをはじめ、下保谷四丁目特別緑地保全地区紅葉観賞会、エコプラザ西東京や公民館でのさまざまな講座などが行われています。
- 環境保全活動として、ゼロカーボンシティの実現に向けた市民の意識を高めることを目的とした環境ポイント制度(にしとうきょう環境チャレンジ)や西原自然公園での山仕事体験会、自然観察会、市民団体や市内高校生などによる石神井川での清掃活動が行われています。また、市内の団体や事業者や市民が中心となり、地域の清掃活動や公園などの外来生物の駆除活動が行われています。
- 令和4年度には脱炭素社会につながる環境にやさしい行動に取り組むまちづくりを進めるため、積極的で優れた環境活動を行う、個人・団体・学校・事業者の方を表彰する「にしとうきょう環境アワード」が実施されました。

写真等

写真等

【課 題】

- 市民団体においては、会員の高齢化・脱退による人的資源の不足が問題になっています。また、活動を行う上で必要な資材などを購入する際の金銭的な支援策や継続的に活動を行う場が求められています。
- 市内ではさまざまな事業者や市民団体などによる環境保全の取組が進められており、これらの取組を市が情報発信などを通じて活動支援することも重要です。
- 幅広い環境分野において市単独で環境保全の取組を進めることは困難であり、地域の環境保全に関心が高い事業者や団体などを巻き込み、連携を図りながら取組を進めるための体制づくりが必要です。

写真等